

商標権設定登録通知書

存続期間更新登録期限日

登録番号 第6898580号
登録日 令和 7年 2月19日
出願番号 商願2024-072666
出願日 令和 6年 7月 4日

10年目の満了日（期限日） 令和17年(2035年) 2月19日

商品及び役務の区分数 1
納付年分 第10年分まで
納付金額 32,900円
納付日 令和 7年 2月17日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

分割納付（後期分）の手続について

- ・「分割納付」により納付手続きをした場合は、登録日から5年の満了日までに、「商標登録料納付書」により手続をしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかつたときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標登録料納付書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかつたときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・「商標権存続期間更新登録申請書」・「商標登録料納付書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

重要

分割納付（後期分）、および存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から納付等についての通知は送付いたしませんので、納付期限等の管理はご自身でお願いします。

※登録料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室

電話 03（3581）1101（代表）

商標担当 内線2713



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 6898580 号

(REGISTRATION NUMBER)

(標準文字)

商標
(THE MARK)

Grand le son

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 18 類 かばん類, がま口, 革ひも, 携帯用化粧道具入れ, パス入れ, ステッキ, ペット用被服類, 傘 (その他別紙記載)

商標権者
(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)
三重県津市上浜町六丁目 224-110

森本商事株式会社

出願番号
(APPLICATION NUMBER)
商願 2024-072666

出願日
(FILING DATE)
令和 6 年 7 月 4 日 (July 4, 2024)

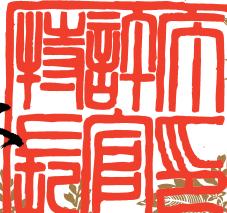
登録日
(REGISTRATION DATE)
令和 7 年 2 月 19 日 (February 19, 2025)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 7 年 2 月 19 日 (February 19, 2025)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小野洋太



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第 6898580 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2024-072666 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 18 類) , つえ, つえ金具, 財布, 袋物

[以下余白]